平成２４年（フ）第１５５９３号
東京都立川市一番町２丁目６―23
債務者　島田　一成
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５９４号
東京都羽村市富士見平１丁目18　羽村団地８―408
債務者　鈴木　忠幸
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５９５号
東京都府中市南町４丁目43―30―110
債務者　山口亜希子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５９７号
東京都小平市小川町１丁目741―90―102
債務者　鶴岡　哲夫
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５９９号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目10―12―203
債務者　後藤　　涼
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６００号
東京都葛飾区水元４丁目７―16―307　サンジュエール二番館
債務者　笹野　幸二
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６０１号
東京都葛飾区水元４丁目７―16―307　サンジュエール二番館
債務者　笹野利加子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６０２号
東京都文京区小石川５丁目30―12―102
債務者　矢島　則幸
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６０５号
東京都調布市小島町３丁目68―１　武蔵野アビタシオン３Ｂ
債務者　中村　聖子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６０９号
東京都足立区千住寿町13―10―103
債務者　糸井　光彦
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６１２号
東京都町田市小川１－８―102、住民票上の住所東京都町田市金森１丁目25―２―305
債務者　清田　一則
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６１３号
東京都福生市南田園２丁目16―12―507
債務者　神山　芳久
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６１４号
東京都江戸川区中央１丁目25―３
債務者　佐野裕美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６１６号
東京都中野区沼袋４丁目13―４―202
債務者　板倉キヨ子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６１８号
東京都足立区本木１丁目10―１　金子方
債務者　小林　洋子（旧姓斉田）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部